

今後継続する当機構の相談業務について

企業再生支援機構においては、株式会社企業再生支援機構法の規定に基づき、本日をもって、事業の再生支援検討を前提とした相談の受付は終了いたします。

しかしながら、10月15日以降におきましても、事業スポンサー探しや事業計画の方向性・見立て等に係る助言、再生実務のノウハウ提供等の相談につきましては、引き続き受け付けてまいります(再生支援検討を前提とする相談を除く)。今後とも、金融機関や事業者の皆様からの相談に真摯に当たって参りたいと考えておりますので、費用等下記連絡先までご相談ください。

(参考)株式会社企業再生支援機構法

第22条第3項

機構は、第1項各号に掲げる業務のほか、当該業務の完了までの間、その業務の遂行に支障のない範囲内で、事業者(対象事業者を除く。)の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うことができる。

第25条第10項

支援決定は、機構の成立の日(平成21年10月14日)から2年以内に行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者に対しては、当該成立の日から2年6月以内に行うことができる。

相談業務に関するお問い合わせ・ご相談の連絡先
企業再生支援機構 中小企業再生支援センター
TEL: 03-6266-0380